

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」の イラスト・ロゴの利用に関する要綱



(カラー)



(グレースケール)



(単色)



平成29年 4月27日制定

平成29年 6月28日改訂

平成30年 4月 1日改訂

令和元年 6月 1日改訂

令和2年 4月16日改訂

令和3年 8月31日改訂

令和4年 4月1日改訂

大牟田市

大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」のイラスト・ロゴ（イラストから製作した物を含む。以下同じ。以下「イラスト等」という。）の適正な利用を確保するため必要な事項を定め、もって大牟田市（以下「市」という。）の知名度やイメージの向上につなげるとともに、市を元気にすることを目的とする。

(定義)

第2条 イラスト等及びプロフィールは、別記のとおりとする。

2 利用できるイラスト等は、別に定める。

(権利)

第3条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、市に属する。

(イラスト等利用承認の申請)

第4条 イラスト等を利用しようとする者（以下申請者という。）は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書」（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) イラスト等の利用に係る企画書その他イラスト等の利用内容が分かるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

2 イラスト等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、イラスト等利用申請を要しない。

(イラスト等利用承認の審査等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、承認を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による承認を通知する場合、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認等通知書」（様式第2号）により当該利用承認

申請者へ通知するものとする。この場合において、市長は、利用条件を付けることができる。また、口頭でこれを行うことができるものとする。

3 第1項の規定による承認期間は、承認の日から最長3年間とする。

(イラスト等利用承認の制限)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、イラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、前条第2項に準じて利用承認申請者へ通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合
- (2) 市の信用又は品位を害する、又は害するおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害する、又は害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(市を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合(但し、第1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合を除く。)
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがある場合
- (8) 不当な利益を得るために利用する、又は利用されるおそれがある場合
- (9) 「ジャー坊」のイメージを損なう、又は損なうおそれがある場合
- (10) 暴力団員等であることが判明した申請者(法人又は団体にあっては、役員を含む。)が利用する場合
- (11) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に利用する場合において、当該認定等が得られていない場合
- (12) その他市長が承認をすることが不適當であると認める場合

(遵守事項)

第7条 第5条の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 承認を受けた利用内容(市長が付した利用条件を含む。)以外でイラスト等を利用しないこと。
- (3) 別に定める仕様に従って正しく利用すること。
- (4) イラスト等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) イラスト等を利用した対象物等を商標登録、意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) 著作権の名称(©2016大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」)又は著作権者の名称(©2016大牟田市「ジャー坊」又は©2016 omuta city jabow)を、承認を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に表示すること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (7) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかになるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条 イラスト等の利用料については、無料とする。

(完成物の提出)

第9条 利用者は、実際にイラスト等を利用した完成物を市長に提出しなければならない。ただし、当該完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって、これに代えることができる。

(イラスト等利用承認内容の変更等)

第10条 利用者は、承認を受けた利用内容について変更し、又は中止しよ

うとする場合は、あらかじめ「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書様式第3号)」を市長に提出し、変更等についての承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認等通知書」(様式第5号)により前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(利用状況の調査及び報告)

第11条 市長は、利用者にイラスト等の利用状況等について報告させ、又は実地に調査をすることができる。

- 2 利用者は、イラスト等の利用状況等について、市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(イラスト等利用承認の取消し等)

第12条 市長は、利用者(第10条の規定による利用内容の変更承認を受けた場合は、その利用内容変更承認後のもの。以下同じ)が次の各号のいずれかに該当する場合は、イラスト等利用承認を取り消すことができる。

(1) 提出した「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書(様式第1号)」、若しくは「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書様式第3号)」の内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第6条の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第7条の遵守事項に違反した場合

(4) イラスト等利用の継続が不相当であると認められた場合

- 2 市長は、前項の規定による取り消しを行う場合は、「大牟田市公式キャラクターイラスト等利用に関する取消通知書」(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた者は、利用対象物等に承認取消の日からイラスト等を利用することはできない。

- 4 市長は、第1項の規定により承認を取り消した場合は、当該承認を取り消した利用者に対して、利用対象物等の回収等の措置を求めることができ

る。

5 前項の場合において、利用者に損害を及ぼすことがあっても、市長及び市は、その賠償の責めを負わない。

6 市長は、第1項の規定によりイラスト等利用の承認取消しを受けた者が、その取消し後に行ったイラスト等利用承認申請について、取消しの日から起算して最長10年間、イラスト等利用承認を行わない。

(未承認利用者に対する措置)

第13条 市長は、承認を受けずにイラスト等を利用している者又は利用しようとしている者に対して、その利用の停止又は中止を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により利用の停止又は中止を受けた者が、その停止又は中止後に行ったイラスト等利用承認申請について、事実を確認した日から最長10年間、イラスト等利用承認を行わない。

(申請等の取下げ)

第14条 第4条、第10条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「大牟田市公式キャラクターイラスト等に関する取下げ申請書」(様式第6号)を市長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(経費等の負担)

第15条 市は、利用者がこの要綱によるイラスト等の承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第16条 市は、承認を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与

えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

- 4 市長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

- 第17条 市長は、イラスト等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、承認の状況及び承認の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

- 第18条 この要綱に関する事務は、大牟田市企画総務部広報課が行う。

(業務委託)

- 第19条 市長は、次の各号に規定する業務を外部に委託することができる。

- (1) 第4条から第6条に規定するイラスト等利用承認に関する業務
- (2) 第9条に規定する完成物の提出に関する業務
- (3) 第10条に規定する変更承認に関する業務
- (4) 第12条に規定する承認の取消し等に関する業務
- (5) 第14条に規定する申請等の取下げに関する業務

- 2 市長が、前項の各号に定める業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「市長」は「委託業者」に読み替えるものとする。また、様式第7号(第4条関係)、様式第2号(第5条関係)、様式第3号(第10条関係)、様式第4号(第10条関係)、様式第5号(第12条関係)、様式第6号(第14条関係)の「大牟田市長」は「受託業者」に読み替えるものとする。

(補則)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等を利用する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用に関する要綱の規定は、施行日以後に同要綱第 6 条第 2 項の通知書（登録可の通知書に限る。）により通知する登録申請者から適用し、同日前に同要綱第 6 条第 2 項の通知書（登録可の通知書に限る。）により通知する登録申請者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。

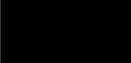
付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

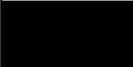
付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第2条関係）①

名前	大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」					
プロフィール	ギリギリ人間に見える姿に変化（へんげ）した大蛇の化身。炭鉱のまちの人々からもらったつるはしとヘルメットがお気に入り。まちの守り神なのだと言い張るが、その真相は定かではない。					
区分	デザイン（基本形）	指定色	RGB			DIC
			R	G	B	
カラー			255	218	119	2069
			65	65	65	556
			167	167	167	651
			239	28	19	157
			24	89	205	641
			255	255	255	583
			0	0	0	582
グレースケール			167	167	167	651
			255	255	255	583
			0	0	0	582
単色			255	255	255	583
			0	0	0	582

別記（第2条関係）②

区分	デザイン（基本形）	指定色	RGB			DIC
			R	G	B	
カラー			239	28	19	157
			255	255	255	583
			0	0	0	582
						
グレースケール			167	167	167	651
			255	255	255	583
			0	0	0	582
						
単色			255	255	255	583
			0	0	0	582
						

整理番号	
------	--

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認申請書

大牟田市長 様

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

大牟田市公式キャラクターのイラスト等を利用したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第4条の規定により、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

1. 事業（利用物）等の名称

2. 利用目的

3. 利用内容（利用する物又は印刷物、その数量及び対象地域）

4. 利用期間（3年以内）

年 月 日 ～ 年 月 日

5. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____

要綱第6条第1項各号に掲げている利用承認の制限にあたるような利用は行いません。

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用内容が確認できるものを添付してください。

整理番号	
------	--

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用承認等通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用については、下記の条件を付して承認する（承認しない）ことと決定しましたので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1. 承認可否 承認する 承認しない
2. 事業（利用物）等の名称
3. 利用目的
4. 利用内容
5. 利用期間
年 月 日 ～ 年 月 日
6. 承認条件
 - （1）大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱を遵守すること。
 - （2）完成物を提出すること。
 - （3）利用内容を変更、又は利用を中止する場合は、大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書（様式第4号）を速やかに提出すること。
7. 不承認の理由（承認しない場合）

整理番号	
------	--

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認申請書

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

年 月 日付けの通知をもって承認を受けた、大牟田市公式キャラクターイラスト等の利用について、申請内容を変更（中止）したいので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更（中止）内容

2. 変更（中止）理由

3. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役職・氏名 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

メールアドレス _____

※ 企画書や図案見本、商品見本、広告原稿など、利用変更内容が確認できるものを添付してください。

整理番号	
------	--

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用変更等承認等通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用変更等については、下記の条件を付して承認する（承認しない）ことと決定しましたので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1. 承認可否 承認する 承認しない

2. 事業（利用物）等の名称

3. 変更（中止）内容

4. 変更後の承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5. 承認条件

（1）大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱を遵守すること。

（2）完成物を提出すること。

6. 不承認の理由（承認しない場合）

整理番号	
------	--

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等利用に関する取消通知書

様

大牟田市長

年 月 日付けで申請のあった大牟田市公式キャラクターのイラスト等の利用については、下記の理由により利用に関する取り消しをすることと決定したので、大牟田市公式キャラクターのイラスト・ロゴの利用に関する要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

1. 事業（利用物）等の名称

2. 取り消しするもの

利用承認

3. 取消理由

整理番号	
------	--

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

大牟田市公式キャラクターイラスト等に関する取下げ申請書

大牟田市長 宛

〒

住 所 _____

法人・団体等名称 _____

代表者役職・氏名 _____

年 月 日付け文書により私（私を代表者とする法人・団体等）が提出した大牟田市公式キャラクターイラスト等利用（変更）承認申請については、下記のとおりこれを取り下げます。

記

1. 取り下げるもの（チェックを入れて下さい）

利用承認申請

2. 取り下げる理由

3. 取り下げる申請物（利用承認申請の場合）

4. ご担当者連絡先（本申請及び各種照会に係る窓口）

役 職 ・ 氏 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

メールアドレス _____